

ハラスメント防止委員会

Harassment Prevention Committee Office

1999年4月から男女雇用機会均等法が改正され、事業主としてセクシュアル・ハラスメントに対して雇用管理上の配慮が義務づけられた。慶應義塾では、この法改正に先立ち1998年11月1日付で、慶應義塾ハラスメント防止委員会を発足させた。この組織はセクシュアル・ハラスメントに限らず広範なハラスメントに対応し、担当常任理事の直轄である。また事務局としてハラスメント防止委員会事務室を設置した。当委員会規程については、同年10月の常任理事会において審議・承認を受け制定された後、2001年と2002年に改正して現在に至っている。組織体系は当初からかわりなく、担当常任理事、各部署の所属長などからの中立性は創設以来堅持されている。現在委員会は、委員長1名、副委員長3名、地区相談員31名、顧問2名から構成されており、当初からの相談案件は330件を超えている。

当委員会の使命は、ハラスメント防止のための予防的啓発活動と、不幸にして生じてしまったハラスメント事故の相談・調査・調停にある。また加害者へのファカルティー・トレーニングやセカンド・ハラスメントへの配慮も行っており、いずれも委員会としては重要な活動と考えている。そして、いかなるハラスメントも人権侵害であることにはかわりはないので、関わるすべての方々への人権の配慮を常に心がけている。特にプライバシーへの配慮は重視し、各相談員には厳しく守秘義務が課されている。

近年の特徴として、セクシュアル・ハラスメントだけではなく、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントが増加し、またそれらが複雑に絡んだ事案もある。それらの事案に対して、相談窓口として有効に機能しているのみならず、各学部や学生総合センターなどと有機的に連携し対応がなされている。

委員長、副委員長を含め地区相談員が当事者に直接面談および対応をするという状況から、当然各委員には適正と資質が求められている。したがって、そのための研修等の重要性は一層高まっている。また、これらの業務は、極めてデリケートであり慎重かつ時間を要する業務であるため、委員長・副委員長・各相談員への負担は相当なものである。したがって、現状では、委員会業務とそれに携わる人員において、必ずしも十分とは言えない面がある。4期7年目を迎えた当委員会としては、サイバー・ハラスメントやモラル・ハラスメントなどの新しい事案に対応するためにも、ガイドラインをはじめ規程や内規の一層の整備および、その他の関連部署との情報交換が必要となっていることを強く認識している。

以 上

